

労働時間の
決まりは?

講師派遣

令和5年度 厚生労働省委託事業
(学校への講師派遣支援事業)

どうして
過労死って
おこるの??

働くことについて考える授業

“労働トラブル”から

自分を守るためには どうすればいいの?

ハラスメントに
あったらどうしよう?

これから社会に出て行く生徒・学生が労働問題や労働条件の改善等
について理解を深め、自分を守るための知識を身につけられるよう、
労働問題に関する有識者(弁護士・社会保険労務士等)や
過労死で亡くなられた方のご遺族を講師として
学校に派遣し、授業を行います。

「ブラック企業」って
どんな会社?

「働くことについて考える授業」特設サイト▶

働くこと 啓発授業



対象 中学校、高等学校、専修学校、短期大学および大学の生徒・学生向け

費用
無料

実施期間 令和6年3月中旬までの間

※本事業は令和6年度以降も継続実施予定です。令和6年度の派遣ご依頼についてもご連絡ください。

実施場所 貴校内、または貴校の指定した会場、**オンライン授業も可能。**

※ZoomやTeamsなど、オンライン会議ツールは状況に応じてご相談ください。

実施時間 貴校のご要望に応じて決定します。

授業内容

※貴校のご希望と講師スケジュールを調整の上、実施日を決定します。

※学年毎から全校生まで、学年・クラス数は問いませんが、予算には限りがありますので、できるだけ学年単位・学校単位でお願いします。

※講義内容を収録したDVDの貸し出しも始めます(7月以降)。お問い合わせください。

◎授業の実績として広報物等に学校名を記載することがあります。予めご了承ください。

● 授業における活用例

- 社会科（公民的分野）
（雇用と労働条件の改善、基本的人権の尊重 等）
- 総合的な学習の時間
- 公民科「公共」（職業選択、雇用と労働問題 等）
- 家庭科（家庭生活と職業生活、家計と経済 等）
- 総合的な探究の時間
- ホームルーム活動を始めとする特別活動
- キャリア教育
- 進路ガイダンス等
（働き方・ワークルールなど将来を見据えた指導）
- 人権、道徳、労働法に関する教育

実施例（50分 version）

5分	冒頭説明（自己紹介、事業趣旨説明）
20分	遺族の講話（当事者のお話） （過労死遺族としての体験、社会に出る前に労働に関する知識を身につける大切さ）
20分	弁護士による解説 （長時間労働の危険性と法規制）
5分	質疑応答

※授業時間・内容は、学校の都合にあわせて調整が可能です。



● 授業に関する感想

学校からの感想



これから社会に出ていく子どもたちが労働問題を自分ごととして受け止めるきっかけに

- ・家族が過労死されたご遺族の方から直接話を伺う機会はまずないので貴重な時間でした。いつも以上に真剣に聞いていたように思います。生徒にとって働くことや将来の生き方、在り方について考える良い機会となりました。

身近な問題からワークルールを学ぶ

- ・生徒の実態にあわせて「仕事をするときの決まりを知ろう」という内容で話をさせていただきました。生徒にとってこれからの進路について必要な内容であったと思います。

生徒からの感想



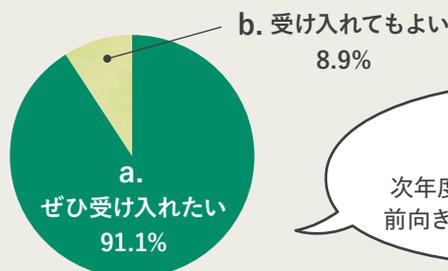
命と暮らしを守ることを考える

- ・テレビで観て話を聞くのとは違う「事の重さ」を感じました。社会に出て、自分が被害者にならないよう、働くときのルールは知っておきたいと感じました。
- ・働いて経済を安定させることももちろん大事ですが、自分や家族の命を大切にしながらバランスをとって仕事をすることの重要性が伝わりました。

令和4年度実施校担当教員アンケート

Q. 今後も機会があれば、講師派遣を受け入れたいですか。

- a. ぜひ受け入れたい
- b. 受け入れてもよい
- c. 受け入れたくない



令和4年度の実施校すべての先生方から次年度以降、授業の受け入れに前向きな評価をいただきました！

お気軽にお問合わせください。

〈申込み・問合わせ・資料請求先〉 **TEL: 0120-970-137** FAX: 03-6264-6445

厚生労働省委託事業 「働くことについて考える授業」運營業務事務局（株）プロセスユニーク内）

〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目4番14号 HBC GINZAビル12F

E-mail: koushihaken@p-unique.co.jp ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/koushihaken>

働くこと 啓発授業

